

『 保管場所の要件とは？ 』

「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令」の第1条各号に定められているすべての要件を備えていることが必要です。

「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令」第1条とは？

次の①から③のとおりです。

- ① 自動車の保管場所と使用の本拠の位置との間の距離が、2キロメートルを超えないものであること。



- ② 法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から自動車を支障なく出入させ、かつ、その全体を収容することができるものであること。
- ③ 自動車の所有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。